

平成25年8月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成25年8月22日（木）午後2時00分
- 2 閉 会 平成25年8月22日（木）午後4時15分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 審議事項
 - (1) 議決事項
報告第5号 三木市青少年補導委員の委嘱について
 - (2) 協議事項
協議事項3 平成24年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書（案）について
 - (3) 報告事項
- 5 その他
 - (1) 次回定例教育委員会の開催日時について
- 6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見	俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島	慶 子
	3番	教 育 委 員	稲 見	秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口	徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本	明 紀
事務局		教 育 部 長	山 本	公 大
		教 育 総 務 課 長	石 田	寛
		教育環境整備課長	井 上	博 務
		学校教育課長	古 谷	昭 文
		文化スポーツ振興課長	松 村	正 和

教育センター副所長	橋 本 泰 一
図 書 館 長	告 野 幹 也
教育総務課主査	石 田 英 之
教育総務課主任	堂 元 誠 二

傍 聴 者 0 人

◇ 会議内容

1 開 会

委員長が、平成25年8月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、稲見委員と井口委員を指名した。

3 会議録の承認

委員長が平成25年7月定例会の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

4 審議事項

(1) 議決事項

【報告第5号】 三木市青少年補導委員の委嘱について

○ 橋本教育センター副所長が次のように説明した。

三木市青少年補導委員の委嘱について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求めるものである。このたび委嘱する青少年補導委員の委嘱期間は、平成25年4月1日

から平成26年3月31日までである。本件については、前任者が任期途中で辞められたことにより、本年4月に新任者に交代し、青少年補導委員の職務を行っていた。本来であれば速やかに委嘱の手続を行い、教育委員会に報告すべきところであるが、青少年補導委員の変更の手続に手違いがあり、変更の事務が遅れ、今回の教育委員会に報告することとなったものである。

委員長が報告第5号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

(2) 協議事項

【協議事項3】 平成24年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書（案）について

○ 石田教育総務課長が次のように説明した。

7月の定例教育委員会において協議いただき、委員からいただいた意見に基づき修正した点について説明する。

まず、「はじめに」の部分においては、問題行動等の発生件数について、全体の件数の記載がないためわかりにくいという意見があったので、全体の件数を記載した。

目次においては、このたび人権関連の内容を追加したため、目次においてもその部分を追加した。

21ページの「魅力ある学校園づくりをすすめます」の「取組の目的」において「校務支援システムの導入」について記載していたが、21ページ以降の「取組項目の概要と成果及び課題」に「校務支援システムの導入」についての記載がないという意見があったため、21ページの「取組の目的」を修正するとともに、22ページの「教職員の勤務時間適正化対策」に「校務支援システムの導入」についての記載を追加した。

また、人権関連の内容を記載できていなかったため、27ページ及び28ページに人権関連の内容を追加するとともに、26ページ及び27ページの「人と人とのつながりを大切にする生涯学習をすすめます」の「取組の目的」においても、人権関連の内容を追加した。

なお、7月の定例教育委員会において、ホームページへの接続件数についての委員からの質問があったので、調査をし、その結果を報告する。本年4月から7月までのホームページの接続件数は、教育総務課のページへの接続件数が948件、そのうち教育委員会のページへの接続件数が408件、24年度の会議録への接続件数が124件、25年度の会議録への接続件数が110件、点検評価報告書への接続件数が61件である。平成24年度1年間の教育総務課のページへの接続件数は3,957件である。

(委員) 今後の予定としては、学識評価者の意見を追加し、9月の定例教育委員会に議案として提出し、決定することとなるのか。

(事務局) 学識評価者の意見を追加するとともに、教育委員会の所管業務に係る平成24年度の決算見込額を記載し、9月の定例教育委員会に議案として提出する予定である。

(委員) 点検評価報告書に文化振興ビジョン及びスポーツ振興ビジョンの記載がない。これらのビジョンは、文化振興及びスポーツ振興の柱となるものである。これらのビジョンに基づき事業を行っているのか。また、その成果等について評価を行っているのか。

(事務局) それぞれの事業については、文化振興ビジョン及びスポーツ振興ビジョンに基づき行っているが、その成果等について点検や評価を行うには至っていない。今後は、文化振興ビジョン及びスポーツ振興ビジョンとの関連についてもしっかりと点検評価報告書に記載することとする。

(委員) ぜひ、そうしていただきたい。文化振興ビジョン及びスポーツ振興ビジョンの記載がないのは、残念である。点検評価報告書に記載することにより、これらのビジョンがより一層市民に浸透していくことになると考える。

(事務局) 文化振興ビジョン及びスポーツ振興ビジョンに照らして

の点検や評価についても行い、今後、点検評価報告書に反映させることとする。

(委員) 今回の修正点について、22ページの「教職員の勤務時間適正化対策」に教師が子どもと向き合う時間を確保するための取組として、ノー残業デー等の記載があるが、これらの取組による成果の記載がない。

(委員) ノー残業デー等の取組をすることにより、教師が子どもと向き合う時間がどれだけ増えたかというようなデータはあるのか。

(事務局) どれだけ増えたかというデータはないが、校務支援システムの導入等により、確実に教職員の事務処理に要する時間が短くなっており、現場の先生からも大変助かっているという声を聞いている。

(委員) 昨年度より教師が子どもと向き合う時間を確保できているということが感覚としてあるのであれば、どれだけ確保できたかということを経験で記載することは難しいとしても、「確保できている」ということは、点検評価報告書に記載していただきたい。

(委員) 点検評価報告書には、教育の根幹となる教育基本法が改正された趣旨、理念に基づく点検、評価の記載がない。今後は、その部分の記載について検討していただきたい。

(事務局) この指摘については、点検評価報告書だけではなく、三木市教育の基本方針にも関わることであるため、来年度に向けて事務局で検討したい。

(3) 報告事項

ア 学校教育課報告事項について

○ 古谷学校教育課長が次のように報告した。

8月7日に第5回定例校園長会を実施し、平成25年度7月の

生徒指導関係のまとめ等について報告した。平成25年度7月の生徒指導関係のまとめについては、小学校の問題行動は、昨年度9件に対して8件で、1件減少している。中学校の問題行動は、昨年度101件に対して49件で、激減している。いじめに関しては、小学校が3件、中学校が8件となっている。不登校については、小学校では30日以上の不登校が昨年度よりも1人増加し、25年度は6人。中学校では30日以上の不登校が昨年度の25人が25年度は29人で、4人増加した。

主要行事については、7月30日に教職員人権教育研修会を開催し、328人の参加があった。大阪教育大学非常勤講師の土田光子先生に「子どもと向き合う方法」というテーマで講演をしていただき、非常に好評であった。また、8月9日に第2回同和教育伝承講座を開催した。有正省三先生を講師として同和教育の授業づくりの講座を行い、56人の参加があった。8月19日から22日まで相馬市交流事業、つながろうKIZUNAキャンプを開催した。非常に暑い中でのキャンプであったが、交流が深まったと感じている。

今後の予定については、8月23日に丹波市立和田中学校の八木先生を講師として第3回同和教育伝承講座を開催する予定である。8月26日には学力向上にかかる研修会を開催し、神戸大学の川地先生を講師として、今後三木市が目指していく学力観について講演していただく予定である。

次に、いじめ対応マニュアルの改訂について報告する。今年度、いじめ対応マニュアルの改訂作業を進めており、8月の校園長会において説明し、意見をいただいた上で、9月から改訂後のマニュアルに基づいた対応、指導をしていこうと考えている。このたび、教育委員会において報告し、もし委員からのご意見があれば、意見をいただきたいと考えている。改訂の趣旨は、いじめ防止推進対策法の反映、兵庫県教育委員会のいじめ対応マニュアルの参酌、そして三木市子どものいじめ防止に関する条例への対応の3点である。まず、第1章において、いじめの定義については、文部科学省が定義していた「精神的な苦痛を感じているもの」としていたものを、いじめ防止対策推進法における定義である「心身の苦痛を感じているもの」としている。続いて、第2章において、家庭におけるいじめ早期発見のポイントを追加している。続いて、

第3章において、いじめ早期発見のためのチェックリストの内容を兵庫県教育委員会のいじめ対応マニュアルに掲載されているものと合わせている。また、ネットいじめの発見についての内容を追加している。さらに、いじめに関する相談窓口の記載を追加している。続いて、第4章において、いじめへの対応手順に子どもいじめ防止センターを追加している。また、ネットいじめへの対応についての内容を追加している。最後に参考資料として、三木市子どものいじめ防止に関する条例及びその関連資料、いじめ防止対策推進法の概要を追加している。

(委員) 中学校の問題行動が激減しているが、その要因は何であるのか。

(事務局) 1つは、各学校における職員の生徒指導体制が非常に充実してきているということである。また、教育活動支援員として警察のOBを2名配置しており、教育活動支援員のきめ細かい指導により非常に成果を上げているという報告を受けている。

(委員) 学校の空調設備の取付けの状況は、どうなっているか。

(事務局) 空調設備については、7月24日から4回に分けて入札を実施しており、8月28日に全ての学校園の施工業者が決定することになっている。施工業者が決まれば、順次学校と調整しながら施工に入ることとなる。

(委員) 全学校において設置が完了するのは、いつか。

(事務局) 来年の2月28日の予定である。

(委員) 全学校で何室設置するのか。

(事務局) 約570室設置する。

(委員) 4月の定例教育委員会において、法界寺の絵解きについて、小学校や中学校、またはクラブ活動のようなもので実施してはど

うかという話をしたが、その件についての進捗状況はどうなっているか。

(事務局) 各学校において検討しているところであるが、本年度は、小学校で1校、プロジェクターを活用して絵解きを実施しているところもある。

(委員) 先ほどの空調設備の件で、来年2月28日には設置が完了するということであるが、来年からは夏の間も快適に過ごせるため、学校においてそういう環境を活かした事業を行うというような計画はあるのか。

(事務局) それは、例えば夏休み期間を短縮するということか。

(委員) そういうことも考えられるが、学校の環境が良くなったため、部活や授業に活用する、また部活や授業以外の活動に活用するというような計画はあるのか。

(事務局) 夏休み期間を短縮するということは、今のところはまだ検討していない。従来から夏休みには各学校で様々な教科の補習授業のような活動を行っており、その場合は、すでに空調設備が整っている図書室を利用するなどしていた。今後は、全ての教室に空調設備が設置されるため、補習授業のような活動がより長期間、よりたくさん子どもたちを対象に、各学校において計画的に実施できるのではないかと考えている。

(委員) 夏休み期間を短くし、8月20日頃に始業式を行うというような考えはないのか。これは大きな問題であるため、簡単に行うことはできない。しかしながら、学習指導要領に基づく授業時間数を確保することは、非常に大変なことであるし、それ以外にも人権や経済についての学習など新しい問題についても学習してほしいという思いを、市民のみなさんは持っているのではないか。

(事務局) 学習指導要領に示されている授業時間数は確保できているため、土曜日授業や夏休みの短縮を実施する状況ではない。一方

で、教育委員会又は各学校で、夏休みにこういう取組をやらうという新たな特色づくりを考えていく必要もあり、例えば夏休みに法界寺の絵解きや吉川音頭を、部活動とまではいかないまでも、有志で取り組むなどの活動が考えられる。このことについては、各学校長にも投げかけていきたいと考える。

(委員) 各学校に空調設備が整備されることにより、例えば市民が夏休み期間に空いている学校の教室を利用して、寺子屋のようなものを行いたいというような要望が出てくる可能性がある。公民館を利用しようとしてもほぼ満杯で空きがない状況である。

(委員) 空調設備が整備されたのだから、学校についても空いている期間はもっと市民に開放してほしいという声は、今後出てくるのではないか。その場合に、貸すことができるのかどうか、使用料をどうするのか、事故があったときはどうするのかなどについて、いまのうちに検討しておく必要がある。

(委員) いじめ対応マニュアルの改訂について、いじめの定義を整理し、改訂後のマニュアルでは「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とするということがあったが、三木市子どものいじめ防止に関する条例では「心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されている。改訂後のマニュアルでは、身体の苦痛が加わっているが、条例は改正しないのか。

(事務局) 現時点では、条例の改正は行っていない。三木市子どものいじめ防止に関する条例が本年4月に施行し、いじめ防止対策推進法が公布されたのが本年6月であり、このたびの対応マニュアルの改訂については、その法律における定義を反映させたということである。

(委員) 改訂後のいじめ対応マニュアルと三木市子どものいじめ防止に関する条例で、いじめの定義が違うことになるが、これでいいのか。いじめ対応マニュアルのいじめの定義は、いじめ防止対策推進法に則したものであるから、三木市子どものいじめ防止に

関する条例を改正するのかどうかについて、検討していただきたい。

(事務局) 条例の改正については、市長部局と協議するなど、検討していきたい。

(委員) いじめへの対応に当たっては、個人で対応するのではなく、組織で対応するのが大変重要であるが、その部分についてもしっかりと記載されているのか。

(事務局) 組織での対応については、いじめへの対応の箇所に記載している。いじめ対応チームの結成や、対応会議を開催し、そこで情報収集や対応方針の決定を行うというようなことを記載している。

イ 教育センター報告事項について

○ 橋本教育センター副所長が次のように報告した。

教育センターの事業について報告する。まず、研修会については、専門研修講座を20講座、特別支援教育のテーマ別研修を3日間にわたって行っている。7月の教育相談の件数は、電話が195件、面接が113件、合計308件であった。7月の青少年悩みの相談は、電話が4件、面接が8件、合計12件であった。不登校対策適応教室事業については、夏休み期間中であるため、午前中を中心に夏季通級日を設けている。現在の通級生は、小学生が1人、中学生が7人、合計8人である。今後の予定については、専門研修講座を8講座予定している。9月には、市民講座として9月20日に子育てお気軽セミナーを開催する予定である。

次に、青少年センターの事業について報告する。巡回パトロールとして延べ9日間にわたって白ポストの回収を行っている。8月9日には深夜補導を行った。今後の予定については、9月の子ども安全・安心の日に合わせて、子どもたちの安全を確保するため、巡回活動を行う予定である。

ウ 文化スポーツ振興課報告事項について

○ 松村文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

7月21日に第27回三木市吹奏楽祭を開催し、1,127人の参加があった。7月28日には、吉川総合公園文化体育館において、小学生、中学生のバレーボールクラブとその指導者を対象にバレーボール選手強化練習会を開催し、102人の参加があった。また、同じ7月28日には、市民体育館において、市内の中学校の卓球部員とその指導者を対象に卓球ジュニア選手強化練習会を開催し、71人の参加があった。8月21日には、第1回史跡保存管理計画策定委員会を開催し、各委員に三木城と平井山の秀吉本陣の2箇所を見ていただき、史跡保存管理計画の策定に係る協議を行った。今後の予定については、8月25日に別所ふるさと交流館において、歴史講座として「別所町における三木合戦」をテーマに実施する予定である。受講料無料で、定員については30名程度を予定している。

エ 図書館報告事項について

○ 告野図書館長が次のように報告した。

7月22日、7月30日、8月1日に、3図書館において調べ学習講座を行った。7月26日には、子ども工作教室として、紙パックを使った動く船の工作を行った。非常に人気があり、参加者は18人であった。8月3日、4日には、ぬいぐるみのおとまり会を開催した。これも非常に人気があり、他の図書館で行うこと等も検討し、来年度も実施したいと考えている。8月10日から市立図書館において、雑誌500冊、図書1,200冊のリサイクルを行った。初日には市立図書館の玄関が閉まらなくなるくらいのおとまりの人に来ていただいた。また、一日図書館員を、8月20日に青山図書館と吉川図書館で、8月21日に市立図書館で行った。新設図書館の打合せについては、7月24日に4回目、8月5日に5回目を行い、建物の立ち位置、駐車場、設備等についてつめる段階に入っている。今後の予定については、新設図書館の第6回目の打合せを8月23日に行う予定である。各部屋におけるレイアウト、机や椅子の配置、コンセントの配置、空調の位置等について確認をしていく段階となる。また、建設予定位置において、地質調査を現在進めているところである。

(委員) 新設図書館を使い勝手のよい図書館とするためには、現在

行っている設計打合せが大変重要であると考えため、扉や取っ手の位置など細部に至るまでしっかりと行っていただきたい。また、図書の貸出だけでなく、ぬいぐるみのおとまり会などの新しい事業をどんどんやっているのは大変良いことである。

ところで、8月18日に市民じんけんの集いが開催されたが、参加者が少ないように感じた。昨年度も参加者が少ないという話があったが、今年度の参加者は何人であったのか。

(事務局) 今年度の参加者は、651人であった。なお、昨年度の参加者は、568人であった。

(委員) 三木市文化会館の大ホールが会場であったが、大きい会場で前のほうが空席となっており、非常に残念であった。また、昨年8月の定例教育委員会において、市民じんけんの集いのパンフレットにポスター、標語、作文の受賞者を掲載する箇所に全体の応募点数も記載してくださいとお願いしたが、今年度のパンフレットにはそのことが記載されていなかった。受賞した子どもたちは大変素晴らしいことであり、何百点のうちから選ばれた、何千点のうちから選ばれたということで褒めてあげたい。なぜ、応募点数を記載できなかったのか。

(事務局) このことについては、対応できていない。私をはじめ事務局の責任である。

(委員) 以前に教育委員が意見を出しているのだから、所管課にきちんとその意見を伝えてもらわないといけない。私たちの意見は、所管課へ伝えられたのか。

(事務局) 教育委員の意見が所管課へ伝えられたのかどうか把握していないため、調査したいと考える。

(委員) 市民じんけんの集いの参加者が少ないのは、大きな課題である。三木市は、人権尊重のまちづくり条例を制定し、人権に力を入れている市であるのに、参加者が少ないようでは非常にマイナスである。どのようにすれば参加者が増え、もっと活気のある

事業になるのか、よく検討していただきたい。

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催日時について

委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成25年9月18日（水）、午後2時から開催することを決定した。

6 閉 会

委員長が、平成25年8月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。